

平成25年（行ウ）第14号 高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件

言渡日 平成29年7月28日

裁判官 西田隆裕 角谷昌毅 松原平学（三輪方大裁判長代読）

判 決 要 旨

1 事案の概要等

- (1) 大阪朝鮮高級学校を設置及び運営する原告は、大阪朝鮮高級学校につき、平成25年法律第90号による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「支給法」という。）2条1項5号及びその委任を受けた同法施行規則1条1項2号ハの規定（以下「本件規定」という。）に基づく文部科学大臣の指定の申請をした。これに対し、当時の下村博文文部科学大臣（以下「下村文科大臣」という。）は、平成25年2月20日、本件規定を削除した上、①本件規定を削除したこと及び②本件規定に基づく指定の基準を定めた「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」（以下「本件規程」という。）の13条の要件に適合すると認めるに至らなかったとして、同校につき上記指定をしない旨の処分（本件不指定処分）をした。
- (2) 本件は、原告が、本件不指定処分の取消し及び本件規定に基づく指定の義務付けを求める事案であり、本件の主な争点は、①本件規定の削除の違法性、②大阪朝鮮高級学校の本件規程13条適合性である。

2 判断の概要

裁判所は、概要、以下の理由から、本件規定の削除は下村文科大臣が裁量権を逸脱濫用したものであるとした上、大阪朝鮮高級学校は本件規程13条に適合するものであるとして、原告の請求を全部認容した。

(1) 本件規定の削除の違法性

支給法2条1項5号は、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階の教育の機会均等の確保の見地から妥当であると認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任したにもかかわらず、下村文科大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等とは無関係な、朝鮮学校に支給法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮高級学校を支給法の対象から排除するため、本件規定を削除したものであると認められる。したがって、本件規定の削除は、同号の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである。

(2) 大阪朝鮮高級学校の本件規程13条適合性

原告では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されており、大阪朝鮮高級学校は、平成19年4月から平成23年9月までの間、所轄庁である大阪府知事から、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を受けたことがなかった。したがって、大阪朝鮮高級学校については、他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるというべきである。

被告は、朝鮮高級学校が北朝鮮又は朝鮮総聯と一定の関係を有する旨の報道等を指摘して、朝鮮高級学校が就学支援金を生徒の授業料に充当せず、朝鮮総聯から「不当な支配」(教育基本法16条1項)を受けているとの疑念が生ずる旨主張している。しかし、被告の指摘する報道等の存在及びこれに沿う事実をもって、上記の特段の事情があるということとはできない。

以上

平成25年（行ウ）第14号 高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件

言渡日 平成29年7月28日

裁判官 西田隆裕 角谷昌毅 松原平学（三輪方大裁判長代読）

判 決 骨 子

1 平成25年法律第90号による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（支給法）2条1項5号は、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階の教育の機会均等の確保の見地から妥当であると認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任したにもかかわらず、当時の下村博文文部科学大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な、朝鮮学校に支給法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮高級学校を支給法の対象から排除するため、同法施行規則1条1項2号ハの規定（本件規定）を削除したものであると認められる。したがって、本件規定の削除は、同号の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである。

2 原告では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されており、大阪朝鮮高級学校は、平成19年4月から平成23年9月までの間、所轄庁である大阪府知事から、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を受けたことがなかった。したがって、大阪朝鮮高級学校については、特段の事情がない限り、本件規定に基づく指定の要件である学校運営の法令適合性が認められるというべきである。

被告は、朝鮮高級学校が北朝鮮又は朝鮮総聯と一定の関係を有する旨の報道等を指摘して、朝鮮高級学校が就学支援金を生徒の授業料に充当せず、朝鮮総聯から「不当な支配」（教育基本法16条1項）を受けているとの疑念が生ずる旨主張

しているが、被告の指摘する報道等の存在及びこれに沿う事実をもって上記の特
段の事情があるということとはできない。